教育こども委員会報告資料

保育所等における保育士配置基準の変更について・・・1頁

令和6年3月 こども未来局

保育所等における保育士配置基準の変更について

保育士の配置を含む保育所等の設備及び運営の基準については、府省令に基づき条例で定めることとされている。

今般、保育士の配置基準について、府省令が改正され令和6年4月1日より施行されることとなったが、公布が令和6年3月上旬となり、自治体に条例改正の暇がないことから、自治体が条例改正を行うまでの間、府省令の新たな配置基準が直接自治体に適用される経過措置が設けられている。

このことにより、本市においても、令和6年4月1日より、保育士の配置基準が変更となるもの。

1 変更内容

【配置基準】 (現行) (変更後)

3歳児 $20:1 \rightarrow 15:1$ 4・5歳児 $30:1 \rightarrow 25:1$

【経過措置】

- ○府省令の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、自治体の条例が制 定施行されるまでの間は、新たな配置基準を自治体の条例で定める基準とみなす。
- ○保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある保育所等については、当分の間、新たな配置基準は適用しない。

2 該当の条例

- ○福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例
- ○福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例
- ○福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例
- ○福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども 園の認定の要件を定める条例

3 今後の対応

条例の改正については、今後の議会で、速やかに行うこととする。